

令和7年度
東吾妻町立認定こども園入園案内



東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課 こども係
TEL 0279-68-2111

目 次

1	利用における概要	．．．．1 ページ
2	入園におけるフローチャート	．．．．2 ページ
3	1号認定（教育認定）を受けてこども園を利用する場合	．．．．2 ページ
4	2号認定（保育認定）を受けてこども園を利用する場合	．．．．3 ページ
5	申し込みについて（書類で提出する場合）	．．．．4 ページ
6	オンライン申請について	．．．．5 ページ
7	一時預かり・延長保育について	．．．．6 ページ

※入園案内は、こども園利用にあたり必要なことを記載しています。
必ず、入園申込前にご一読ください。

1 利用における概要

(1) 対象児童

3 歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日生まれ
4 歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日生まれ
5 歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日生まれ

ア 令和7年4月1日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

イ 本町に転入予定がある方の申し込みも受け付けます。ただし、令和7年4月1日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入園できません。

(2) 施設名・利用定員・通園区域

27 施設名 利用定員 通園区域

施設名	定 員						通園区域 (大字単位)
	3 歳児		4 歳児		5 歳児		
	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	
あづまこども園 箱島1270-11 0279-59-3933	25		35		35		五町田・箱島・岡崎 新巻・奥田
	10	15	15	20	15	20	
おおたこども園 植栗3333 0279-68-2062	25		35		35		岩井・植栗・小泉・泉沢
	10	15	15	20	15	20	
はらまちこども園 原町5160 0279-68-2895	50		70		70		原町・川戸・金井
	20	30	30	40	30	40	
いわしまこども園 岩下45 0279-67-3631	25		35		35		郷原・厚田・三島 松谷・岩下・矢倉
	10	15	15	20	15	20	
さかうえこども園 本宿407-1 0279-69-3515	25		35		35		大戸・萩生・本宿 須賀尾・大柏木
	10	15	15	20	15	20	

・ 利用できる施設については、居住する通園区域を対象とする施設となります。

(3) 認定について

こども園の利用を希望する場合、申し込みにより町の「認定」を受ける必要があります。

教育利用を希望する場合、また、『保育を必要とする事由』に該当しない場合、1号認定（教育認定）となります。

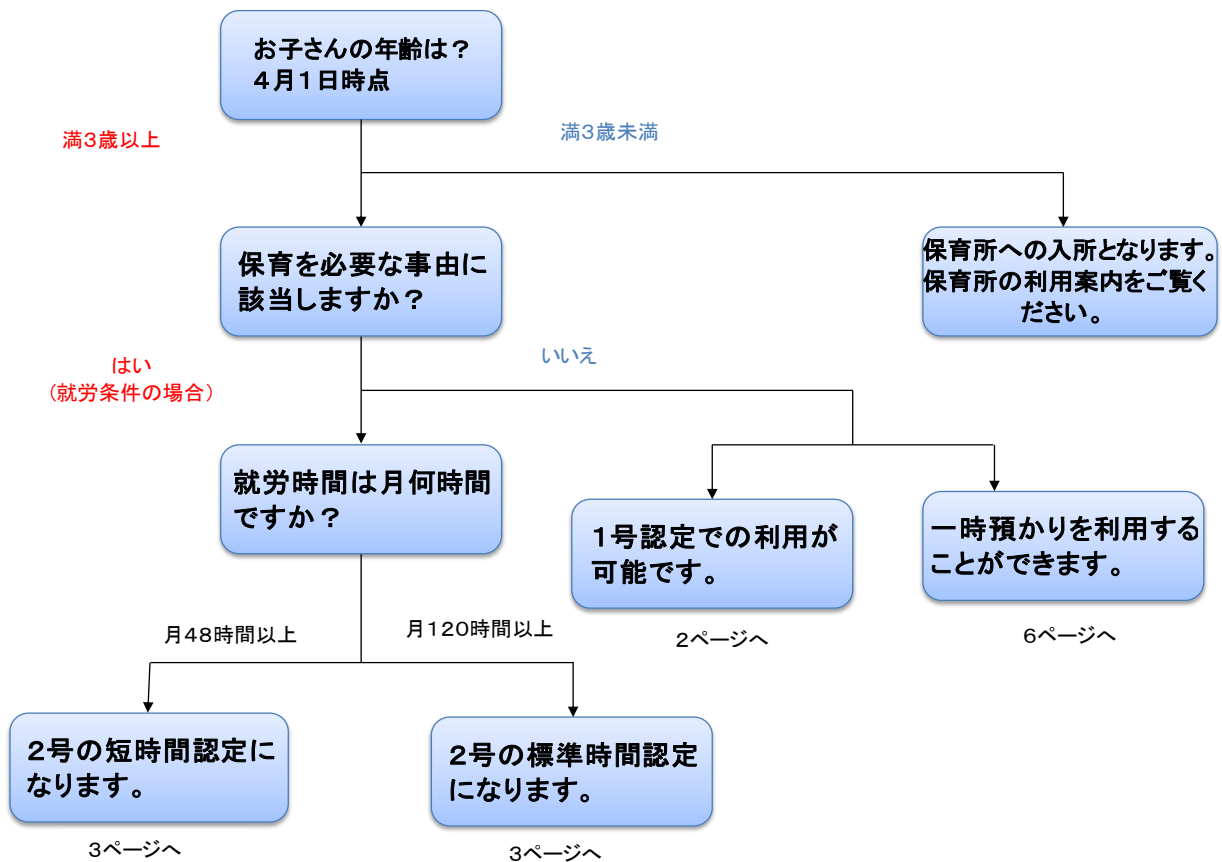
↓
1号認定に関しては、2ページをご覧ください。

保護者の就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり『保育を必要とする事由』に該当する場合、2号認定（保育認定）を受けることができます。

↓
2号認定に関しては、3ページをご覧ください。

今年度からオンライン申請の受付を開始しました。
※詳細は、5ページをご覧ください。

2 入園におけるフローチャート



3 1号認定（教育認定）を受けてこども園を利用する場合

本町に住民登録があり、教育利用を希望する場合は1号認定を受けられます。
また、保育を必要とする事由に該当しない場合は1号認定となります。

【1号認定による教育提供時間】

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後1時30分まで

土曜日は希望保育です。6ページの(2)をご覧ください。

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外にお子さんを預けたい場合、一時預かり保育を利用できます。

※利用料金がかかります。詳しくは、6ページをご覧ください。

4 2号認定（保育認定）を受けてこども園を利用する場合

保育認定を受けるには、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）のいずれもが、下記のいずれかに該当することが必要です。

※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

保育を必要とする事由	
労働	1か月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと（産前産後8週）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある
介護・看護	同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている
災害復旧	震災、風水害等の災害復旧にあたっている。
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：3か月間）
就学	教育施設に在学している
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある
育児休業	※家庭での保育が困難であると認められる場合のみ
その他	上記に類する状態として町が認める場合

なお、「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

(1) 保育標準時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに月120時間以上の労働をしている場合
(2)	災害復旧	
(3)	児童虐待・DVの恐れ	

保育標準時間認定による教育・保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前7時30分から午後6時30分まで

土曜日

午前7時30分から午後6時00分まで

* 上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

(2) 保育短時間の利用となる事由

(1)	就 労	父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合
(2)	疾病・障害	
(3)	介護・看護	
(4)	求職活動	3か月以内に限る

※ なお、「妊娠・出産（産前産後8週）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また、「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定します。

保育短時間認定による教育・保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日

午前8時30分から午後4時30分まで

* 上記提供時間内において、最大8時間の利用ができます。

短時間・標準時間にかかわらず土曜日は希望保育となります。

(3) 「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

(平日の例)

7:30	8:30	16:30	18:30
	保育標準時間の提供時間（最大11時間）		
(延長)	保育短時間の提供時間（最大8時間）		(延長)

※保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。

(7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。)

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。※詳しくは、6ページをご覧ください。

育児休業期間中の2号認定は、ご家庭での保育が困難であると認められる場合のみとなります。
(利用しているお子さんについて、弟や妹の出産後8週を経過した日の翌月から1号認定に変更又は退園となります。)

5 申し込みについて (書類での提出の場合)

※オンラインでの提出の場合は、5ページをご覧ください。

(1) 1号認定(教育認定)を希望する場合

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(1号申請用)

(2) 2号認定(保育認定)を希望する場合

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(2号・3号申請用)
- ・保育を必要とする証明書類(下表参照)
証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 ※ 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー(住所・氏名・出産予定日がわかるページ)
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書(別紙)
就学	在学証明書(入学を予定している人は合格通知書などのコピー)
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

- (3) 提出期間 令和6年9月9日(月) ～ 令和6年9月20日(金)
午前8時30分～午後4時00分までのご提出をお願いします。

- (4) 提出場所 利用を希望するこども園 ※お子さんを同伴のうえ提出してください。

(5) その他

ア 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

イ 提出書類については、お子さん1人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、2人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

ウ 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

エ この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注) 「求職活動」による申請の場合、入園後3か月を経過しても就労されない(できない)場合は、1号認定への変更又は退園となる場合があります。

6 オンライン申請について

(1) 事前に準備いただくもの（環境）

ア マイナンバー対応スマートフォン又はICカードリーダー付きパソコン

イ マイナポータルアプリ

ウ マイナンバーカード

※電子署名が必要になります。パスワードがわからない場合は、役場町民課にお越しください

「2号認定（保育認定）を希望する場合」

エ 保育を必要とする証明書（下記参照）

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書※（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

※原本の提出が必要です。郵送又は直接学校教育課に提出してください。

(2) 申込期間

令和6年9月9日（月） ～ 令和6年9月22日（日）

夜間や土日祝日も申し込み可能ですので、22日（日）まで申請できます。

(3) 面談

令和7年2月3日に行われる入園説明会時に実施します。

その他に相談等がある場合は、入園予定の施設にご連絡ください。

(4) 申込方法

下記のQRコードを読み込むと申請を行えます。

※読み込めない場合は、町ホームページにリンクがありますので、そちらから申請してください。

子どものための教育・保育給付認定申

子どものための教育・保育給付認定申
請兼保育施設利用申込（2号・3号）



7 一時預かり・延長保育について

(1) 一時預かり（満3歳児以上でこども園に在園していない未就学のお子さんが対象）

ア 緊急保育

保護者の病気、出産、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となるお子さんにつき14日間程度を限度として利用可能です。

イ 一時保育

保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を解消するために、一時的に7日間程度を限度として利用可能です。

ウ 断続的保育

就労形態の多様化に伴う断続的な保育を利用可能です。

(2) 幼稚園型一時預かり（こども園の1号を利用しているお子さんが対象）

区分	保育時間	子ども1人あたりの保育料
平日	教育時間終了後から16時まで	1日あたり200円
土曜日	8時30分から16時まで	1時間あたり200円又は1日あたり1,000円
長期休業中	8時30分から16時まで	1時間あたり200円又は1日あたり1,000円

○利用可能日数

平日及び土日は1か月あたり7日まで

長期休業中は7日まで

(3) 延長保育（こども園の2号短時間を利用しているお子さんが対象）

保育時間	子ども1人あたりの保育料
7時30分から8時30分まで 16時30分から18時30分まで	1時間あたり200円

7:30	8:30	16:30	18:30
	保育標準時間の提供時間（最大11時間）		
(延長)	保育短時間の提供時間（最大8時間）		(延長)

※保育短時間の前後に延長保育を利用できます。